

# 習志野市電子自治体推進指針

平成27年4月1日

習 志 野 市

第1章 電子自治体推進指針策定の背景 .....	1
1. 指針策定にあたって .....	1
2. 社会の情報化の動向 .....	1
3. 国の施策動向 .....	2
4. 千葉県の施策動向 .....	3
5. 本市の情報化の施策動向 .....	3
6. 指針の位置づけ .....	8
7. 見直し .....	8
第2章 電子自治体推進指針の基本的な方向性 .....	9
1. 目標 .....	9
2. 基本方針 .....	9
3. 取り組みにあたっての留意点 .....	11
4. 具体的な推進体制 .....	12

## 第1章 電子自治体推進指針策定の背景

### 1. 指針策定にあたって

習志野市電子自治体推進指針は、本市の情報化に関する計画や施策の最上位に位置づけられるもので、情報化の観点から習志野市長期計画で定める将来都市像の実現を推進するものです。

本市では、電子自治体の実現に向け、情報通信基盤の整備や情報システムの整備に取り組んでまいりましたが、電子自治体の推進は、そのこと自体を目標とするのではなく、市民に対しては行政サービスの高度化による市民生活の向上、行政内部においては事務の簡素化・効率化、地域コミュニティにおいては地域の課題解決に寄与するものでなければなりません。

また、計画の推進にあたっては、市民の視点と費用対効果の考え方から取り組む必要があり、市民が利便性を実感できる、より効果的な情報システムを導入する必要があります。

そこで、本市の電子自治体推進の基本的な方向性を示すために、本指針を策定します。

### 2. 社会の情報化の動向

1990年代の後半（平成10年頃）からインターネットが急速に普及し、ADSL や光ファイバー、CATV 網によるブロードバンド通信網の整備が進み、全国の多くの地域で高速通信のできるネットワーク環境を利用することが可能となりました。また、インターネットへの接続形態に関しても、有線による接続から無線による接続が大半を占めるようになってきています。

同時に、インターネットの利用目的についても変化が見られ、単に情報収集、メールによる連絡手段としてだけでなく、インターネットを通じて物やサービスを購入することや、自ら SNS 等を利用した情報の受発信を行うことで、利用者間の情報共有など、新たな情報価値の創造が可能となりました。この様に、近年のスマートフォン等携帯端末の爆発的な普及により、インターネット利用者の急増と利用環境の多様化が進んでいます。

さらに、通信速度の向上と利用環境の多様化により、クラウドを利用したサービスなど、新たな利用法も進んでいます。

一方で、通信環境が発展した事に起因して個人情報の大規模な漏えい事例が全国的に多発しており、情報通信技術の活用にあたって情報セキュリティと個人情報保護の重要性は更に高まっています。

\*インターネット：全世界のネットワークを相互に接続した巨大なコンピュータネットワーク。

\*ADSL(非対称デジタル加入者線)：電話回線を利用したインターネット接続形態の一種。

この技術により、ブロードバンド化が進展した。

\*CATV 網：ケーブルテレビ事業者の設置したネットワーク網（ここではそれを利用したインターネット接続形態を指す）

\*SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：社会的ネットワークの構築の出来るサービスやウェブサイトを指し、ここでは、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の会員制のサービス。あるいはそういったサービスを提供するウェブサイトを指す

\*クラウド：ネットワークをベースとしたコンピュータ資源の利用形態。ユーザーは、コンピュータによる処理やデータの格納をネットワーク経由でサービスとして利用する。クラウドコンピューティングと言われることが多い

### 3. 国の施策動向

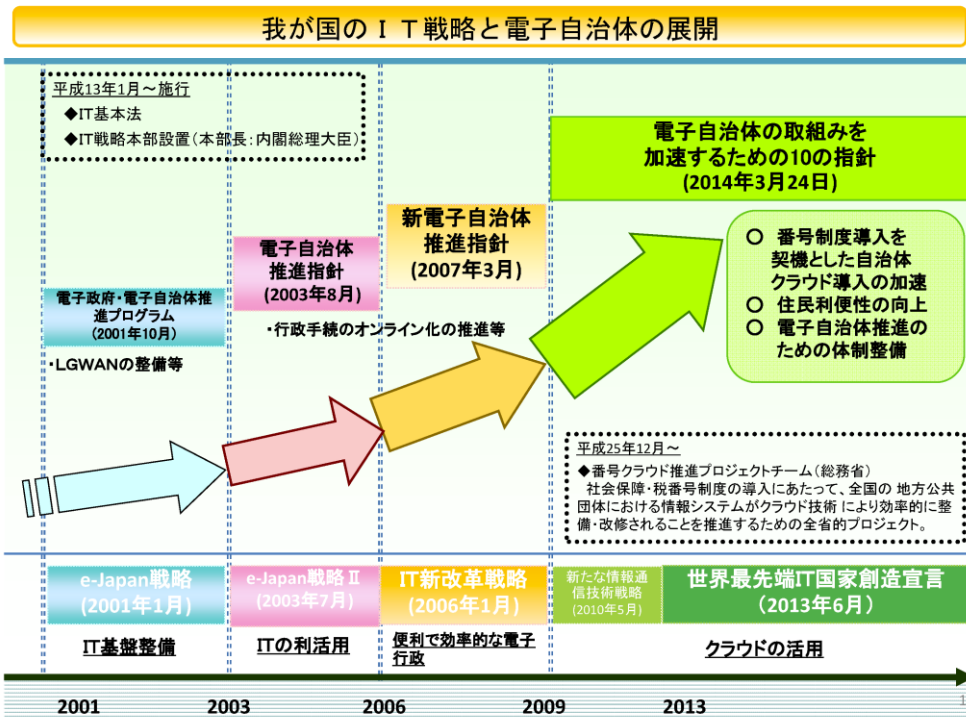
国では、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的とした「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（IT 基本法）を平成 13 年 1 月に施行し、同法に基づき「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」（現 IT 戦略総合本部）を設置したのを皮切りに、さまざまな情報推進施策を打ち出しています。

近年では、平成 25 年 6 月に「世界最先端 IT 国家創造宣言」を策定しました。「世界最先端 IT 国家創造宣言」では、「公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられるように、国民利用者の視点に立った電子行政サービスの実現と行政改革への貢献」をその柱のひとつとして、「世界最高水準の IT 利活用社会」の実現を目標として掲げています。

また、地方公共団体に対しては、平成 26 年 3 月 24 日に、今後の電子自治体推進の方向性を提示した「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」が策定されました。

「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」は、「世界最先端 IT 国家創造宣言」を踏まえ、平成 27 年度から順次開始される社会保障・税番号制度の導入に併せた自治体クラウド導入の加速を最優先課題と位置付け、行政情報システムの改革に関して地方公共団体に期待される具体的な取組みを提示することに重点を置いています。

この間の電子自治体の実現に向けた取り組みとしては、全国的なネットワーク基盤として、総合行政ネットワークや住民基本台帳ネットワークが整備され、このネットワークを利用する公的個人認証サービス、組織認証基盤も整備され、更なる IT 利活用が進められています。



(総務省：地方自治情報管理概要～電子自治体の推進状況（平成25年4月1日現在）)

#### 4. 千葉県の施策動向

千葉県では、情報化の取り組みに対する基本的な指針として、平成12年12月に「千葉県情報化構想」を策定し、「県民一人ひとりの幸せづくりと地域づくり」を目的として、情報化による豊かな暮らしの実現など5つの施策の方向を掲げたことに始まり、産学官民が協力連携して千葉県の高度情報通信ネットワーク社会の形成を推進し、地域住民の福祉の向上に寄与することを目的として、平成15年4月に従前からあった千葉県地域情報化連絡協議会を拡大・改組した「千葉県地域IT化推進協議会」を設置しています。

また、平成15年9月には「千葉県電子自治体共同運営協議会準備会」を設置し、県及び市町村が連携し、共同でシステムの開発・運営を行うために各種検討、調査・研究を行ってまいりました。また、平成16年5月には、準備会を発展させた「千葉県電子自治体共同運営協議会」を設立しています。そして、平成18年からは県及び各市町村で電子申請・届出、電子調達、平成24年からは施設予約にかかるシステムの構築及び共同運営を行っています。

#### 5. 本市の情報化の施策動向

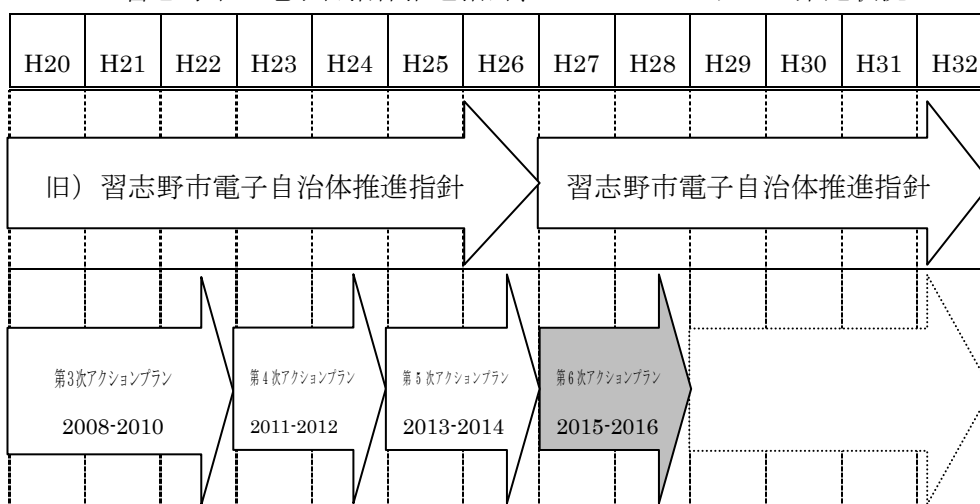
本市の情報化は、昭和41年の税の賦課業務の電算化に始まり、昭和58年には住民基

本台帳オンライン処理を開始しました。その後、適用業務の拡大、システムの再構築等を行い、現在では、住民基本台帳、税、国民健康保険、介護保険等の基幹業務のオンライン化による全庁的な情報の連携・利用により、市民サービスの向上に寄与しています。

平成13年には、庁内 LAN の運用を開始し、グループウェア等の利用により情報の共有化や職員間におけるコミュニケーションの向上等を図ってまいりました。

また、平成20年に「習志野市電子自治体推進指針」とそれに基づく推進計画である習志野市電子自治体推進計画（第3次アクションプラン）、平成23年に第4次、平成25年に第5次アクションプランを策定し、情報化施策を推進してまいりました。そして、今回、平成27年度より新たな電子自治体推進指針の改訂を行い、併せて推進計画（第6次アクションプラン）を策定し更なる情報化施策を推進します。

習志野市の電子自治体推進指針、アクションプランの策定状況



情報化に関する国・県の動向と習志野市の主な施策

年度	国・県の動向	習志野市の主な施策
昭和41年度		税賦課業務の電子化
昭和58年度	テレトピア構想（国）	住民情報オンラインシステム稼動
昭和59年度		税業務、国民健康保険、国民年金業務の住民記録オンライン結合
昭和62年度		印鑑登録業務オンラインシステム稼動

平成元年度		財務会計システム稼動（予算編成）
平成3年度		財務会計システム稼動（全庁オンライン）
平成4年度		図書館システム稼動
平成9年度		「行政情報化推進計画」「習志野市テレトピア計画 （習志野市地域情報化推進計画）」策定  図書館情報オンラインシステム稼動
平成10年度		習志野市ホームページ開設
平成11年度		住民情報オンラインシステム（C/Sシステム）稼動  介護保険事務処理システム稼動
平成12年度	IT革命に対応した地方公共団体における情報 化施策等の推進に関する指針（国）  千葉県情報化構想（県）  高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT 基本法）施行（国）  高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 （IT戦略本部）設置（国）  e-japan戦略、策定（国）  e-japan重点計画策定（国）	戸籍総合システム稼動  財務会計システム（C/Sシステム）稼動（予算編成）  習志野高等学校・全中学校でインターネット教育開 始

平成13年度	電子政府・電子自治体推進プログラム（国） 千葉県電子県庁推進計画（県）	財務会計システム（C/Sシステム）稼働（予算執行） 職員コミュニケーションシステム稼働（庁内LAN） 市議会会議録検索システム稼働 例規集検索システム稼働 全小学校でインターネット教育 「習志野市情報化推進計画」策定
平成14年度		庁内LANインターネット接続 公用車集中管理システム稼働 住民基本台帳ネットワークシステム（一次稼働） 図書館情報オンラインシステム稼働（Web対応）
平成15年度	千葉県地域IT化推進協議会（県） e-japan戦略II策定（国） 電子自治体推進指針（国） 千葉県電子自治体共同運営協議会準備会（県） e-japan戦略II加速化パッケージ（国） 千葉県情報化推進アクションプログラム（県）	住民基本台帳ネットワークシステム（二次稼働） 情報セキュリティポリシー策定 総合行政ネットワーク整備 「習志野市情報化推進計画アクションプラン2004-2005」策定
平成16年度	千葉県電子自治体共同運営協議会（県） IT政策パッケージ-2005（国）	緊急情報サービス「ならしの」稼働
平成17年度	IT新改革戦略-ITによる日本の改革（国）	財務会計システム（Webシステム）稼働 「習志野市情報化推進計画アクションプラン2006-2007」策定



平成18年度	電子申請、届出、電子調達共同運営開始（県） 新電子自治体推進指針（国） ちばIT利活用推進プラン（県）	住民情報オンラインシステム（C/Sシステム更新）稼働 本会議インターネット映像配信システム稼働
平成19年度		電子調達システム稼働 ホームページコンテンツマネジメントシステム（CMS）稼働 高機能消防指令センター稼働 「習志野市電子自治体推進指針」「習志野市電子自治体推進計画（第3次アクションプラン）」策定
平成20年度		電子申請・届出システム稼働
平成21年度	ちばIT利活用戦略（県）	地方税電子申告システム稼働
平成22年度	新たな情報通信技術戦略（国）	
平成23年度		「習志野市電子自治体推進計画（第4次アクションプラン）」策定
平成24年度		公共施設予約システム稼働 市公式 YouTube アカウント稼働
平成25年度	世界最先端IT国家創造宣言（国） 電子自治体の取組みを加速するための10の指針（国）	「習志野市電子自治体推進計画（第5次アクションプラン）」策定 市公式 Twitter アカウント稼働

## 6. 指針の位置づけ

本指針は、本市の情報化に関する計画や施策の最上位に位置づけられ、情報化の推進にあたっての基本的な考え方を示すものです。

具体的な情報化施策等については、情報化推進計画（アクションプラン）を策定します。

情報化推進計画の策定にあたっては、国や県の情報化施策や最新の情報通信技術の動向を踏まえるとともに、習志野市長期計画の実現を情報化の側面から支援するものとし、また、これまでの計画において取り組んだ事業を評価し、次の計画へ反映させることで、より実効性の高い計画とします。

なお、総務省が策定した「電子自治体オンライン利用促進指針」の中で地方公共団体に策定が求められている「オンライン利用促進の基本方針」等は推進計画の一部として策定します。

## 7. 見直し

情報化を取り巻く環境は、時代とともに大きく変化していくことに鑑み、本指針は習志野市長期計画に合わせ、6年ごとに見直すこととします。また、新技術の普及等により、内容が実態にそぐわないと見なされる時には、必要に応じ適宜見直しを行います。

## 第2章 電子自治体推進指針の基本的な方向性

### 1. 目標

習志野市長期計画の目指す、「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」の実現を目標とし、情報化の推進によって「世界最先端 IT 国家創造宣言」において謳われている、「公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる」市民目線の電子自治体を推進します。

\*ワンストップ（ワンストップサービス）：一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス。ここでは、様々な行政手続きを一度に行えることを指す。

### 2. 基本方針

#### (1) 市民サービスの向上

市民の利便性が高まり、地域の活性化に結びつく行政情報サービスを提供します。

市民にとって行政手続きによる負担の軽減、利便性の向上など、簡単で分かりやすいワンストップサービスの実現を図るオンライン化を推進します。行政内部においては、市民サービスの向上を目指すべく電子決裁基盤の構築、収納・決済の電子化、電子入札の拡大等を進めます。

また、市民や企業等が行政情報の二次利用しやすい環境を整備するために、ホームページ、SNS 等を通じ行政が保有する情報の積極的なオープンデータ化を推進します。情報通信技術を活用することで、市民への分かりやすい情報提供と行政の透明性の向上に努め、市民と行政とが相互に情報の受発信を行うことのできる環境を整備します。さらに、地域の活性化に結びつくサービスの提供についても推進します。

\*オープンデータ：インターネットなどを通じて誰でも自由に入手し、利用・再配布できるデータの総称。通常は政府・自治体・研究機関・企業などが公開する統計資料・文献資料・科学的研究資料を指し、図画や動画などのデジタルコンテンツも含む

#### (2) 行政の効率化・高度化

情報通信技術を利用するための基盤環境整備を引き続き推進します。

情報システムの構築・利活用を進めるとともに、必要に応じて情報システムの更新を行い、行政事務の効率化・高度化を推進します。情報システムの更新や再構築にあたっては、クラウドサービスの活用等、新しい情報通信技術の活用を推進します。

職員の持つ知識や情報を組織全体で共有し、有効に活用するナレッジマネジメント（知識管理）を推進するため、グループウェア等既存の情報システムの更新及び文書管理システムなどの新たな情報システムの整備を図ります。

### (3) 人材育成・推進体制の整備

情報通信技術を活用するために、人材育成を含めた推進体制を整備します。

市民及び職員の情報リテラシーの向上に向けての取り組みを行い、情報通信技術を活用することのできる人材を育成します。

また、若年層からの情報化教育として、学校の教育現場と連携することで環境の整備を図ります。

組織内部においては、情報通信技術の能力や知識だけにとどまらず、それらを用いて業務改善を図ることができるなど、情報通信技術の効果を最大限に発揮させることのできる人材を育成します。

また、高度な専門的知識が求められる分野においては、外部の人的資源の有効活用も検討します。

### (4) 個人情報保護・情報セキュリティ対策

個人情報の保護及び情報セキュリティの確保のための対策を実施します。

習志野市個人情報保護条例及び習志野市情報セキュリティポリシーに基づいて、物理的・技術的・人的な情報セキュリティ対策を引き続き実施します。特に定期的な自己点検、内部監査を行い、個人情報の適正管理やポリシーの遵守状況を確認するとともに、情報セキュリティ事故が発生することのないよう予防対策に努めます。

また、実施された対策の結果を踏まえて、PDCA サイクルに基づいた運用体制の見直しを適宜行います。

### (5) IT 資産管理

IT 資産の管理を一元化することで無駄をなくし、コスト削減を図ります。

庁内にある IT 資産（IT 端末、ソフトウェアライセンス）を一元的に管理することで、調達のコストをなくし、調達コストの適正化、削減を推進します。

また、庁内全体の情報システムの共同化・標準化を進めることによる情報システムの最適化について検討します。

### 3. 取り組みにあたっての留意点

電子自治体の推進にあたって、次に定める事項に留意します。

#### (1) 情報弱者への対応

##### 市民の誰もが行政サービスを利用しやすい環境づくり

スマートフォン等携帯端末の普及によって、インターネット利用者が増加する一方で、インターネットをあまり利用しない情報弱者といわれる層との情報格差が広がりつつあります。情報通信技術を活用した様々な情報システムの整備は、市民の利便性の向上に役立ってきた反面、情報システムの利用をしない、または利活用が困難な人に十分なサービスが行き届かないといったことも考えられます。

全ての市民がその身体状況や生活環境、情報通信技術の利用環境にかかわらず行政サービスを享受することができるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づく情報システムの構築や行政サービスの運営を行っていくことや、図書館等の公共施設で情報システムを利用できる環境を整備していくことに留意します。

同時に、利便性の高い行政サービスを提供するなど利用者を増やすための取り組みを推進します。

#### (2) 新たな情報通信技術への対応

##### 新たな情報通信技術の積極的な導入と施策の効果的な推進

情報化を支える情報通信技術は私たちの予想を上回る速度で進化しており、現在でも次々に新しい技術や手法が生まれ活用されています。

このような環境の変化にも柔軟に対応するため、新たな技術や手法の有効性を見極めた上で情報システムの構築等に積極的に導入し、より効率的・効果的に情報化施策を推進します。

#### (3) 組織全体を通じた情報化への対応

##### 優先する事業への集中化と効率的な情報化推進への取り組み

これまで情報化を推進するにあたっては、それぞれの情報化施策や事業の優先順位が明確でなかったため、組織を横断した集中的な取り組みが行えませんでした。このことから情報化施策の実行性が低下してしまった傾向にあります。

そこで、優先順位の高い情報化施策や事業を明確にするとともに、関係する部署が連携し、組織を横断した情報化の推進に努めます。

#### 4. 具体的な推進体制

電子自治体の推進にあたっては、全庁的組織である習志野市情報化推進委員会において、本市の情報化施策の方向性を決定します。本委員会においては、国、県の情報化施策等の調査研究を進めるとともに、適宜新たな情報化技術を取り入れながら、計画の見直し、進行管理といった総合調整を図ります。

また、関連部署間の連携を図る必要がある情報化施策については、必要に応じて組織横断的なプロジェクトチームを編成し、実効性のある施策を推進します。さらに、各課の個別事業の情報化を推進するうえで専門的知識を必要とする場合は、情報政策担当課が技術的な支援を行います。

なお、情報セキュリティ対策については、最高情報統括責任者（CIO）である副市長を中心とした習志野市情報セキュリティ委員会において推進します。